

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
<p>1 整備事業</p> <p>(1) 優良品目・品種への転換</p> <p>ア 改植</p>	<p>(ア) 補助対象となる経費</p> <p>伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a かんきつ類の果樹からの改植 (<u>省力樹形の導入に該当する場合及びパイナップルへの改植を除く</u>)</p> <p style="padding-left: 40px;">定額 23万円/10アール</p> <p>b 主要果樹への改植 (a <u>及び省力樹形の導入に</u>該当する場合を除く)</p> <p style="padding-left: 40px;">定額 17万円/10アール</p> <p>c りんごのわい化栽培、なし、かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る。)への改植 (a, bに関わらず) <u>(省力樹形の導入に該当する場合を除く)</u></p> <p style="padding-left: 40px;">定額 33万円/10アール</p> <p>d <u>省力樹形の導入又は</u> a、b、cのいずれの場合にも該当しない改植</p> <p style="padding-left: 40px;">定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、かんきつ類の果樹、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。</p> <p>e 次の(a)又は(b)のいずれかの場合にあつては、次の額をa、b、cの額それぞれに加算する。ただし、(a)及び(b)の取組を重複して実施する場合であっても、加算の上限は2万円/10アールとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">定額 2万円/10アール</p> <p>(a) 農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と本会が認めた者が行う改植であつて、一定の要件を満たす場合</p> <p>(b) 農地を集積し急傾斜地から平地等に移動して行う改植であつて、一定の要件を満たす場合</p> <p>f 支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合であつて、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</p> <p>(a) 最初の年度においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額とa、b、cの額の該当する額 (eの額を加算した場合は加算後の額) のいずれか低い額とする。</p> <p>(b) 改植の完了した年度においては、a、b、cの額の該当する額 (eの額を加算した場合は加算後の額) から上記(a)の額を差し引いた額とする。</p>

g 支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。

(エ) 同一品種の改植

① りんごのわい化栽培

② 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合

③ 産地計画に位置づけられた優良系統（同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常の系統と異なる優良な特性を持つとして通常の系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。）を導入する場合

④ 自然災害による被害を受けた園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合

(オ) 自然災害時の補助対象経費等

自然災害による被害を受けた園地の改植については、次の a の経費を補助対象に加えることができる。a の経費の補助率は b によるものとする。

なお、業務方法書第32条第3号の自然災害とは、一定の広がり地域において発生した自然災害であつて、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいう。

a 補助対象となる経費

(a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚又はトレリスの設置に必要な資材費

(b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用

b 補助率

定率 2分の1以内

(カ) 自然災害時の提出資料

(ア)の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を本会に提出するものとする。

a 被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる資料

b 改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等

(キ) 災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等を行った場合には、(ア)に関わらず、伐採・抜根・整地等に要した経費については、補助対象としない。また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。

(ク) 改植単価の加算の要件

a (イ)のeの(a)の一定の要件を満たす場合とは、農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定があつて、果樹園地の集約化等の取組

を行っており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。

(a) 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合

(b) 本会が以下の場合に該当すると認めた園地

① 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

② 産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であって、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合

b (i)のeの(b)の一定の要件を満たす場合とは、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由により作業効率が悪い園地について、労働生産性の向上が見込まれる集約された園地への移動を行うものであって、かつ、以下の要件を全て満たす場合とする。

(a) 50アール以上のまとまった農地に移動すること

(b) 改植8年後までに①かつ②の目標を達成すること

① 移動後の園地の10アール当たりの労働時間を産地の平均より10%以上縮減すること。

② 移動後の園地の10アール当たり販売額又は所得額を、移動前の園地に比べ10%以上増加すること。

(c) 次のいずれかに該当すること

① 2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層改良の経費が嵩む場合

② 改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合

(k) (i)のaの柱がきの要件を満たし、かつ、(i)のaの(b)の②を満たす場合であって、農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、本会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(i)のeの(a)の規定を準用する。

(u) (i)のa及び(k)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。

(z) 担い手が自己育成した大苗を用いる改植にあつては、(ア)に関わらず苗木代に要した経費については補助対象としない。また、補助率については、(イ)に関わらず2分の1以内とする。

なお、改植に用いる自己育成した大苗は、以下の要件をすべて満たす場合とする。

① 担い手が自己育成を行う苗木の購入前に品目・品種、入手方法等を記載した自己育成大苗改植計画を作成し、産地協議会の承認を受けていること。

	<p>② <u>担い手は、苗木の育成期間中、自己育成大苗計画に沿って苗木を育成していることを毎年1回産地協議会に報告し、産地協議会により確認されていること。</u></p> <p>③ <u>育成期間は、5年以内であること。</u></p>
イ 高接	<p>(ア) 補助対象となる経費 整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(2) 小規模園地整備	<p>(ア) 補助対象となる経費</p>
ア 園内道の整備	<p>舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
イ 傾斜の緩和	<p>(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、均平・法切り費、法面保護費等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
ウ 土壌土層改良	<p>(ア) 補助対象となる経費 重機リース代・燃料費、深耕・整地費、土壌改良用資材費等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
エ 排水路の整備	<p>(ア) 補助対象となる経費 排水施設費（明きよ、暗きよ、貯水槽、ポンプ等）等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(3) 廃園	<p>ア 補助対象となる経費 伐採・抜根費、整地費、植林費等の経費</p> <p>イ 補助率</p> <p>a うんしゅうみかん等の果樹園の廃園 定額 10万円/10アール</p> <p>b りんごの果樹園の廃園 定額 8万円/10アール</p> <p>c 上記以外の果樹園の廃園 定率 2分の1以内</p> <p>注：うんしゅうみかん等とはうんしゅうみかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ</p>
(4) 用水・かん水施設の整備	<p>ア 補助対象となる経費 揚水施設費、撒水施設費、自動制御装置費等の経費</p>

(5) 特認事業

イ 補助率  
2分の1以内

ア 補助対象となる経費

(イ) 特認植栽については、補助対象経費は、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。

(エ) 新植については、補助対象経費は深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等の経費とする。

イ 補助率  
2分の1以内

ウ 業務方法書第32条の(5)の実施細則に定める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 次のいずれかに該当し又は該当することが確実であると認められ、産地計画において新植の対象品種又は優良系統（(1)のアの(エ)の優良系統をいう。この場合、aからeにおいて、「品種」とあるのは「優良系統」と読み替えるものとする。）として記載されている場合。

a 当該産地において実需者等と安定的な契約取引（産地で果実を加工して出荷する場合にあっては、当該加工品についての契約取引。ただし、専ら規格外品等が用いられる場合を除く。）が行われている品種であること

b 当該産地においてブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されているもの）されている品種であること

c 我が国において海外に輸出している品種であること

d 当該品種又はその属する品目について、消費量が増加している、栽培面積が増加している又は輸入数量が多く国産ニーズがあること

e 国産花粉の確保が緊急的に求められている品目（キウイフルーツ）における花粉採取用のオス樹又はなしの受粉樹（ただし、花粉採取専用に植栽されるなしに限る。）の品種であること

(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備（受益面積が5ha以上の基盤整備（災害復旧等を除く。）が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。

(ウ) 市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。

(エ) (1)のアの(ウ)のbの柱書並びに(a)及び(b)の要件を満たす改植の移動先の土地と地続きの土地において、産地計画の目標面積の範囲内で改植と同一の品目・品種の新植を行う場合

2 推進事業

(1) 労働力調整シス

ア 補助対象となる事業及び経費

<p>テムの構築</p>	<p>無料職業紹介所の設置その他の労働力調整システム構築のための先進事例調査費、会議資料費、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、求人台帳等整備費、広報宣伝費、臨時雇用者等の就労前技術研修又は新規就農者の研修のための研修園借上料、指導員旅費・謝金等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
<p>(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 果実供給力維持対策 検討会開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査(アンケート・聞き取り調査)、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリース費</p> <p>(イ) 園地情報システムの構築</p> <p>イ 補助率 果実供給力維持対策 定額 園地情報システムの構築 2分の1以内</p>
<p>(3) 大苗育苗ほの設置</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p>(ア) 大苗育苗ほの設置 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借地料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費</p> <p>(イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化 網室の整備費</p> <p>(ウ) 自然災害対応の苗木生産 苗木生産ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
<p>(4) 新技術等の導入・普及支援</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのICT機器等導入費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
<p>(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 販路開拓を推進強化するための先進事例調査費、消費者・流通及び小売業者等の意向調査費、ブランド・マーケティング専門家招へい費、展示会出展費、ブランド検討のための委員等旅費・謝金、会場借料、非破壊検査機器の導入等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
<p>(6) 輸出用果実の生</p>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p>

産・流通体系の実証	輸出用果実の生産・流通体系を実証するための実証ほ借上料、実証用資材費、実証ほ試験設計・成績検討会資料印刷費、残留農薬分析費、輸出用防除暦印刷費、研修会講師旅費・謝金、研修会資料印刷費、研修旅費、輸出専用園地の設置に要する看板・モニタリングトラップ等資材費、GAP・トレーサビリティシステム検討会資料印刷費、マニュアル印刷費、システム借上費等の経費		
(7)「産地キャリアプラン」の策定・推進	<p>イ 補助率 2分の1以内</p> <p>ア 補助対象となる事業及び経費 「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研修用機器リース 費等</p> <p>イ 補助率 「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 定額 研修関係 2分の1以内</p>		
3 推進事務費	<p>ア 補助対象となる経費 下表に掲げる経費</p> <p>イ 補助率 定額</p> <p>ウ 推進事務費の使途の基準等 果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援対策事業を行うに必要な次に掲げる経費</p>		
対象とする作業	作業の内容		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1451 529 2002">対象経費</td> <td data-bbox="533 1451 699 2002"> <p>旅費 普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）</p> <p>賃金 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</p> <p>共済費 賃金が支弁される者に対する社会保険料</p> <p>報償費 謝金</p> </td> </tr> </table>	対象経費	<p>旅費 普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）</p> <p>賃金 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</p> <p>共済費 賃金が支弁される者に対する社会保険料</p> <p>報償費 謝金</p>	
対象経費	<p>旅費 普通旅費（設計審査、検査等のために必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施工、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）</p> <p>賃金 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金</p> <p>共済費 賃金が支弁される者に対する社会保険料</p> <p>報償費 謝金</p>		

	需用費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品） 燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（器具類の修繕費）
	役務費	通信運搬費（郵送料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料（物品代金、謝金及び都道府県法人等が支払う補助金に係るもの）
	使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	備品購入費	機械器具等購入費
	光熱水料	機械器具の操作、事務の執行に必要な電気料金等
	交付対象機関	都道府県法人等、農地中間管理機構、産地協議会又はこれに準じる事務処理を行う機関
4 支援対象者	<p>(1) 業務方法書第32条第1号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が生産出荷組織に所属している場合であって、当該生産出荷組織が<u>要綱Ⅰの第1の2</u>の生産出荷目標の配分を受けている場合</p> <p>(イ) 本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合</p> <p>(ウ) 本事業の支援を受けようとする者又はその者が所属している生産出荷組織の住所地を管轄する都道府県に都道府県果協が存在しない場合</p> <p>(2) 業務方法書第33条第1項第2号の実施細則に定める場合とは、次の各号に該当する場合</p> <p>(ア) 本事業の支援を受けようとする者が市場出荷をしていない場合</p> <p>(イ) 本事業の支援を受けようとする者の住所地を管轄する都道府県に都道府県果協が存在しない場合</p>	

別表2 (果樹未収益期間支援事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<u>要綱Ⅱの第2の2</u> の果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費

2 補助対象果樹等	<p>業務方法書第57条の実施細則で定める果樹については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹（ただし、パインアップルを除く）、アボカド、アンズ、いちじく、オリーブ、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、パパイヤ、プルーン、マンゴー、やまぶどう、ライチ、ハスカップ及び本会が本事業の対象となることを承認した果樹とし、別表2の1の(5)のウの(ア)のeの品種を除く。</p> <p>補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、都道府県法人等が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て本会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。</p>
3 助成単価等	<p>業務方法書第61条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする。</p>
<u>4 支援対象期間</u>	<p><u>4年間</u></p> <p><u>ただし、業務方法書第61条のただし書きに掲げる他、別表2の1の(1)のアの(イ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあつては、本会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数を4年間から減じた年数とする。</u></p>

別表3 （果樹生産性向上モデル確立推進事業）

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<p><u>要綱Ⅱの第3の11の表</u>に掲げる経費</p>
2 補助率	<p>定額</p> <p>ただし、農業機械・施設リース費については2分の1以内とする。</p>
3 1地区当たり事業費	<p>果樹モデル地区1地区当たり1千万円を上限とする。</p>

別表4 （優良苗木生産推進事業）

項 目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	<p>要綱Ⅲの第1の11の表に掲げる経費</p>
2 補助率	<p>2分の1以内</p>

